

令和6年度『広島市優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰』の 被表彰候補者を公募します。

令和5年12月20日
広島市都市整備局技術管理課

広島市が発注した「建設工事」及び「建設コンサルタント業務等」において「広島市優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰実施要綱（平成29年4月1日制定）」に定める基準等を満たす業者（優良建設工事又は優良建設コンサルタント業務等）を公募します。

1 応募（申請）方法

- (1) 別紙1に定める要件を満たす業者の自薦による「申請方式」とします。
- (2) 下記「3(1)」で定める所定の様式（A4サイズ、片面印刷）及び加点した加算点に係る根拠資料を、「優良建設工事又は優良建設コンサルタント業務等申請資料在中」の旨を記入した封筒に封入し、『簡易書留』により郵送してください。（持参やその他の方法は不可。）
- (3) 申請期間・期限は、次のとおりです。
令和6年4月1日（月）～令和6年5月17日（金）17時 必着
※期間内に到着するよう郵送してください。
- (4) 申請先（郵送先）は、次のとおりです。
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局技術管理課技術推進係 優良表彰担当者宛

2 申請状況の確認及び再度申請

- (1) 令和6年5月23日（木）を目途に、申請があった業者の「商号又は名称」、「工事名」等を、下記「3(2)」に掲載するので、必ず確認してください。
※注意：申請業者の確認のための掲載であり、被表彰者として選定されたものではありません。
- (2) 上記「1」の方法により申請したにもかかわらず、申請資料の不達等により、上記「2(1)」による掲載がされていない業者は、令和6年5月29日（水）17時までに、下記「5」の問い合わせ先に連絡してください。
- (3) 再度の申請は、上記「1(2)」による『申請資料』と『簡易書留の差出人控え』を、簡易書留により郵送または持参してください。
※令和6年6月4日（火）17時 必着

3 申請様式及び関係資料の掲載箇所

(1) 申請様式

表彰区分	申請に必要な様式
優良建設工事	「工-様式1」、「工-様式2」(※1) 及び「工-様式3」(※2)
優良建設コンサルタント業務等	「業-様式1」及び「業-様式2」(※1)

(※1)：「記入例」のシートを参考に、広島市から受注した全ての建設工事(※3)又は全ての建設コンサルタント業務等(※3)について記入してください。

(※2)：該当がない場合、提出は不要です。

(※3)：「全ての建設工事」、「全ての建設コンサルタント業務等」とは、共同企業体の構成員として施工した工事又は履行した業務等は含まない。

(2) 掲載箇所

広島市のホームページ

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koukyoujigyou/list904-1776.html>)

トップページ > 事業者向け情報 > 都市整備 > 公共事業の情報化と技術管理(技術管理課) > 広島市優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰制度

4 その他

(1) 申請をしなかった「優良建設工事」又は「優良建設コンサルタント業務等」については、選考を行いません。

※申請されなかったものについては、「表彰状授与」、「総合評価落札方式での加点」を行いません。

(2) 申請内容に虚偽等が認められた場合や申請書類に不足や不備のあった場合は、申請を無効とすることがあります。

(3) 表彰区分「優良技術者」及び「特別表彰」については、申請のあったものを対象に市において選定します。なお、令和6年度の建設工事の特別表彰のみ、令和5年度表彰の基準(従前の基準)を適用します(経過措置)。令和7年度以降の「特別表彰」については、加算点を踏まえた表彰対象となった建設工事を候補とします。

(4) 発注者からの工事又は業務成績評定通知書が未着の場合は、必ず発注者に確認の上、申請してください。

(5) 被表彰者に選定された業者には、令和6年8月中に、郵送等により通知する予定です。なお、広島市優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰式後に、表彰された優良建設工事、優良建設コンサルタント業務等、優良技術者及び特別表彰について上記「3(2)」で公表する予定です。公表を希望しない場合は、通知後に下記「5」まで直接連絡してください。

5 問い合わせ先

広島市都市整備局技術管理課(技術推進係)

(TEL) 082-504-2684(ダイヤルイン)

【別紙1】

優良建設工事への応募(申請)は 次の全てを満たしている必要があります。

- 1 広島市内に本店を有する業者であること。
 - 2 令和5年度に引渡しを受け、かつ、令和6年4月末日までに工事成績評定通知書を受けた最終契約金額1,000万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以上の建設工事において、工事検査成績評定点が別表1(※1)の選定基準Aに定める点数以上の建設工事のうち、評価点(工事検査成績評定点と別途定める加算点(※2)との合計点、又は工事検査成績評定点のみ)が、選定基準Bに定める点数以上であること。
 - 3 表彰の候補である建設工事において労働災害、公衆災害等(受注者の責めに帰すことができないものを除く。)を起こしていないこと。
 - 4 令和5年度に引渡しを受け、かつ、令和6年4月末日までに工事成績評定通知書を受けた広島市発注建設工事の実績が2件以上有り、その工事検査成績評定点の平均点が76点以上で、かつ、65点未満の建設工事が無いこと。
 - 5 令和5年度に、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成8年3月29日制定)第2条第1項に規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- ※1 「広島市優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰実施要綱」の「別表1」を参照。
- ※2 「優良建設工事表彰における加算点について」を参照。

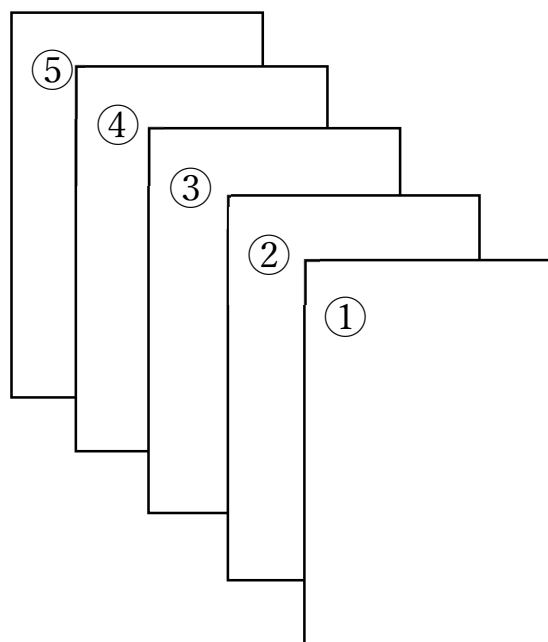
優良建設コンサルタント業務等への応募(申請)は 次の全てを満たしている必要があります。

- 1 広島市内に本店を有する業者であること。
 - 2 令和5年度に引渡しを受け、かつ、令和6年4月末日までに業務成績評定通知書を受けた最終契約金額500万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以上の建設コンサルタント業務等において、業務成績評定点が別表1(※1)の選定基準Aに定める点数以上であること。
 - 3 表彰の候補である建設コンサルタント業務等において労働災害、公衆災害等(受注者の責めに帰すことができないものを除く。)を起こしていないこと。
 - 4 令和5年度に引渡しを受け、かつ、令和6年4月末日までに業務成績評定通知書を受けた広島市発注建設コンサルタント業務等の実績が2件以上有り、その業務成績評定点の平均点が78点以上で、かつ、65点未満の建設コンサルタント業務等が無いこと。
 - 5 令和5年度に、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成8年3月29日制定)第2条第1項に規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- ※1 「広島市優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰実施要綱」の「別表1」を参照。

【参考】

※提出書類作成順序

- ① エー様式 1 又は業一様式 1
- ② エー様式 2 又は業一様式 2
- ③ 工事(業務)成績評定通知書
(対象工事(業務)・
その他工事(業務)全て)
- ④ エー様式 3
- ⑤ 加算点各項目を証明する書類



★加算点証明書類チェックリスト★

郵送前にご活用ください。

- 若手育成 ○女性の活躍
 - 技術者が全期間にわたり従事したことが確認できる書類
 - 年齢や性別確認できる書類
- 処遇改善・担い手確保
 - CCUS 事業者登録資料
 - 現場で CCUS 活用確認できる写真
 - CCUS 出力帳票
- 建設業界の魅力向上
 - インターンシップ締結覚書・契約書等
 - 現場見学会報告書等
- ICT活用
 - ICT活用確認可能な工事成績評定通知書等、又は CORINS 証明書、又は変更契約書(写)及び変更設計書(写)
 - 上記で確認不可の場合の提出書類
 - ① 施工計画書及び実施状況確認可能報告書
 - ② その他 ICT 施工が確認できる書類

※チェックリストについての詳細は、「優良建設工事表彰における加算点について」を確認してください。